

託送供給約款認可申請に係る査定方針
（中部ガス・大垣ガス・犬山ガス・津島ガス）

平成28年12月
中部経済産業局

目 次

基 本 的 な 審 査 の 方 針	2
申 請 概 要	3
1 . 中 部 ガ ス	4
2 . 大 垣 ガ ス	7
3 . 犬 山 ガ ス	9
4 . 津 島 ガ ス	1 2

～基本的な審査の方針～

法附則第18条第1項の規定に基づき、本年7月に認可申請がなされた託送供給約款について、算定省令や審査要領、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値」（以下、「告示」という。）等の法令関連規定、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会（以下、「ガス小委」という。）での議論の結果に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の法律第五条の規定による改正後のガス事業法（以下、「新ガス事業法」という。）の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

今回は、全国で100を超える一般ガス事業者から一度に託送料金認可申請が行われること、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定（ヤードスティック方式）を採用することとされた。

営業費用																							営業費用以外					
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	パイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

■ 費用

なお、「託送料金原価」とは、算定省令第二条第一項の原価等を指す。

【申請の概要】

託送料金原価の内訳(3年平均)

(単位:百万円)

	中部ガス	大垣ガス	犬山ガス	津島ガス
比較査定対象ネットワーク費用	3,360	341	198	149
需給調整費	—	—	—	—
修繕費	633	19	31	12
租税課金	549	64	28	11
固定資産除却費	104	27	10	0.1
減価償却費	4,066	513	180	70
バイオガス調達費	—	—	—	—
需要調査・開拓費	—	—	4	—
事業者間精算費	3,782	235	154	10
営業外費用	—	—	—	—
法人税等	114	3	11	1
事業報酬(レートベース、事業報酬率)	765	74	30	12
控除項目(営業雑益、雑収入、事業者間精算収益)	▲249	▲0.6	—	—
NW総原価	13,127	1,278	650	269

<査定結果>

中部ガス

-経営効率化-

原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

計 0.46億円託送料金原価から減額する(3年平均)
(ガスメーター修繕費、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額、固定資産税の内数の合計)

-修繕費-

1. 修繕費率の算定に際し、供給設備の修繕費用のほかに、業務設備のうち託送供給関連の修繕費用を加えたことで、修繕費率が過大となったことによる修繕費過大分は、託送料金原価から減額する。
2. レートベースから減額した先行投資(使用圧力と設計圧力との差等)等に係る修繕費は、託送料金原価から減額する。
3. 一部サイズของガスメーターの修繕費の単価について、合理的な根拠なく算定していることから、過去3年平均を用いて算定することとし、差額過大分に係る修繕費は、託送料金原価から減額する。
4. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0.29億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-設備投資関連費用-

1. 固定資産除却費

未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.04億円(3年平均)

2. 減価償却費

(1)金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(2)原価算定期間において入居見込みの無い社宅等でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(3)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.52億円(3年平均)

3. 事業報酬

(1) 金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(2) 原価算定期間において入居見込みの無い社宅、整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(3) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0. 17億円(3年平均)

計 0. 73億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-租税課金、営業外費用、控除項目-

1. 事業税の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
2. 事業所税の算定方法を見直すことにより、託送料金原価から減額する。
3. 法人税等の算定方法を見直すことにより、託送料金原価から減額する。
4. 金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。
5. 原価算定期間において入居見込みの無い社宅、整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。
6. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0. 26億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-事業者間精算費-

1. 上流の特定ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。
2. 上流の一般ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。

計 4. 35億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-費用の配賦・レートメイク-

コージェネレーションシステムを使用することを要件とした割引料金は認めない。

-その他-

申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

1. 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し
(1) 受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について
同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごと

のガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。

2. 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料については、各事業者の託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

3. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

<査定結果>

大垣ガス

-経営効率化-

原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

計 0.07億円託送料金原価から減額する(3年平均)
(ガスメーター修繕費、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額、固定資産税の内数の合計)

-修繕費-

1. レートベースから減額した託送供給関連外設備等に係る修繕費は、託送料金原価から減額する。
2. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0.48百万円託送料金原価から減額する(3年平均)

-設備投資関連費用-

1. 固定資産除却費

- (1)単価算定方法の見直し等により再計算を行い、差額過大分に係る固定資産除却費は、託送料金原価から減額する。
- (2)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.16億円(3年平均)

2. 減価償却費

- (1)託送供給関連外設備でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。
- (2)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.05億円(3年平均)

3. 事業報酬

- (1)整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。
- (2)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.01億円(3年平均)

計 0. 22億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-租税課金、営業外費用、控除項目-

1. 事業税の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
2. 整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。
3. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)
4. 事務所賃貸料が控除項目として計上されていなかったため、過去3年実績平均値を控除項目に算定する。

計 0. 07億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-事業者間精算費-

上流の一般ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。

計 0. 59億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-その他-

申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

1. 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し
 - (1) 受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について
同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。
したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。
2. 中途解約補償料に関する見直し
増量に伴う契約変更時の中途解約補償料については、各事業者の託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。
3. その他
その他、記載誤り等についても修正する。

<査定結果>

犬山ガス

-前提計画(需要想定・設備投資計画)-

他燃料切り替え等による離脱に係る需要量の減少は、過去の実績平均値を基に需要量の減少量を算定することとする。

計 0. 12百万 m3 を需要想定の需要量に追加する(3年平均)

-経営効率化-

原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

計 0. 03億円託送料金原価から減額する(3年平均)

(ガスメーター修繕費、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額、固定資産税の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

導管総延長の算定誤りを修正することにより導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。

計 0. 33百万円託送料金原価から減額する(3年平均)

-修繕費-

1. 期首帳簿原価の算定誤りによる修繕費過大分は、託送料金原価から減額する。
2. 金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した設備等に係る修繕費は、託送料金原価から減額する。
3. ガスメーター修繕費の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
4. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0. 01億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-設備投資関連費用-

1. 固定資産除却費

(1)固定資産除却費の単価の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。

(2)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0. 01億円(3年平均)

2. 減価償却費

(1)金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(2)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.02億円(3年平均)

3. 事業報酬

(1)金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(2)整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

(3)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.01億円(3年平均)

計 0.05億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-租税課金、営業外費用、控除項目-

1. 事業税の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。

2. 自動車税等の算定方法を見直すことにより、託送料金原価から減額する。

3. 法人税等の算定方法の見直し及び算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。

4. 金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。

5. 整圧所のうち過大に保有していると認められる設備等でレートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。

6. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

7. 土地及び建物賃貸料が控除項目として計上されていなかったため、過去3年実績平均値を控除項目に算定する。

計 0.14億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-需要調査・開拓費-

需要調査・開拓費については、自主的に計上を取りやめることにより、託送料金原価から除く。

計 0.04億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-事業者間精算費-

上流の一般ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。

計 0.37億円託送料金原価から減額する(3年平均)

－その他－

申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

1. 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

(1) 受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について

同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。

2. 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料については、各事業者の託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

3. その他

その他、記載誤り等についても修正する。

<査定結果>

津島ガス

-経営効率化-

原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

計 0.50百万円託送料金原価から減額する(3年平均)
(ガスメーター修繕費、固定資産除却費、減価償却費、事業報酬額、固定資産税の内数の合計)

-比較査定対象ネットワーク費用-

1. 導管総延長の算定誤りを修正することにより導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。
2. 将来の導管総延長は、過去の供給計画上の計画値の実現率(過去3年平均)を踏まえたものとして算定し、導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。

計 0.54億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-修繕費-

1. 修繕費率を切り上げ(0.23050・・・%→0.231%)で申請したことによる修繕費過大分は、託送料金原価から減額する。
2. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0.30百万円託送料金原価から減額する(3年平均)

-設備投資関連費用-

1. 固定資産除却費

未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

・・・0.01百万円(3年平均)

2. 減価償却費

- (1) 託送供給関連外設備でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。
- (2) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

・・・0.21百万円(3年平均)

3. 事業報酬

- (1) 託送供給関連外設備でレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。
- (2) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づきレートベースから減額した資産に係るものは、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

…0.08百万円(3年平均)

計 0.30百万円託送料金原価から減額する(3年平均)

-租税課金、営業外費用、控除項目-

1. 事業税の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
2. 愛知県証紙の算定方法を見直すことにより、託送料金原価から減額する。
3. 固定資産税・都市計画税の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
4. 法人税等の算定誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。
5. 託送供給関連外設備でレートベースから減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。
6. 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係る固定資産税等は、託送料金原価から減額する。(経営効率化の査定による減額の内数)

計 0.02億円託送料金原価から減額する(3年平均)

-事業者間精算費-

1. 上流の一般ガス導管事業者の事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。
2. 料金申請の誤りを修正する。

-費用の配賦・レートメイク-

「原価等の項目別の機能別原価への配分率表」の記載誤りを修正する。

-その他-

申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

1. 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し
 - (1) 受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について
同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。
したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。
2. 中途解約補償料に関する見直し
増量に伴う契約変更時の中途解約補償料については、各事業者の託送供給約款に、「ただし、個別契

約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガスを増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

3. その他

その他、記載誤り等についても修正する。